## 岩手県告示第250号

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の規定による手数料の額 (平成13年岩手県告示第395号) の一部を次のように改正 し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
区分	単 位	金額		区	分	単 位	金額
[略]	[略]	健康保険法の規定による療養に要			略]	[略]	診療報酬の算定方法(平成20年厚生
		する費用の額の算定方法(平成6年厚					労働省告示第59号)別表第1医科診療
		生省告示第54号)別表第1医科診療報					報酬点数表により算定した額の8割に
		酬点数表により算定した額の8割に					相当する額(その額に10円未満の端数
		相当する額(その額に10円未満の端数					があるときは、これを切り捨てた額)
		があるときは、これを切り捨てた額)					とする。
		とする。					
備考 改正部分は、下線の部分である。							